

国別ジェンダー情報整備調査 コートジボワール国

最終報告書

平成 25 年 3 月

(2013 年)

独立行政法人 国際協力機構

(JICA)

委託先

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社

基盤
JR
13-165

国別ジェンダー情報整備調査
(コートジボワール国)

目 次

要約	ii
略語表	iv
地図	v
1. 基礎指標	1
1-1 経済社会関連指標	1
1-2 保健関連指標	3
1-3 教育関連指標	4
2. ジェンダーに関する概要と政府の取組み	6
2-1 コートジボワールの女性の概況	6
2-2 ジェンダーにおけるコートジボワール政府の取組み	9
2-3 ナショナル・マシナリー	13
3. 主要セクターにおける女性の現状	16
3-1 ガバナンス・セキュリティ	16
3-2 教育分野	18
3-3 保健分野	22
3-4 農業・水産分野	26
3-5 運輸・インフラ分野	28
3-6 経済活動分野	30
4. コートジボワールにおける開発援助事業の計画・実施・評価に際し留意すべきジェンダー課題及び配慮事項	32
5. 国際機関その他機関によるジェンダー関連援助事業	35
6. ジェンダー関連の情報源	37
6-1 関連機関・組織・人材リスト	37
6-2 関連文献リスト	38
7. 用語・指標解説	40

要約

コートジボワールにおけるジェンダー情報要約

コートジボワールにおける女性の概況

- 2011年に長く続いた政治的混乱が終結し、コートジボワールは復興に向かっている。しかし、紛争の影響から、統計情報が少なく、統計情報や身分証書制度の整備が課題となっている。
- コートジボワールには様々な民族が居住し、それぞれが異なる言語、文化、風習を持ち、女性が民族で占める社会的地位は民族によって大きく異なるが、総じて女性の社会・経済的地位は低く、基本サービスへのアクセス・経済力等の面で男性よりも劣後している。

ジェンダー政策

- コートジボワールでは、ジェンダー平等推進のための様々な政策、計画が策定されている。今後は、活動の実施、モニタリング、評価を行っていく必要がある。
- ジェンダーに基づく暴力について、2012年に戦略がまとめられ、現在は実施の段階に移っている。
- 女性の持つ能力を評価し、活用するために、能力のある女性をデータベースにまとめるというプロジェクトが大統領府の主導の下で行われている。

ナショナル・マシナリー

- 1976年、女性の地位向上を主導する省庁である「女性の状況に関する省（Ministère de la Condition de la Femme）」が創設された。以降、数度の改称を経つつ、同省によりジェンダー平等促進のための政策立案が行われている。しかし予算は十分には配分されておらず、今後の予算配分と能力強化が求められている。
- ライン省庁にジェンダーグループの設置が開始されたが、全ての省庁には設置されていない。また、既に設置された省庁においても、予算配分や人的資源の面で課題がある。

ガバナンス・セキュリティ分野におけるジェンダー概況

- 紛争終結を受けて、コートジボワール政府はガバナンス・セキュリティの分野の取り組みを行っている。暴力の被害者としての女性、さらにDDRの対象者としても女性を考慮していくことが必要である。
- 司法へのアクセスは、貧困、識字率が影響し、男女ともに低い状況であるが、特に女性にとってはより困難である。VBGの被害者にとっては、司法へのアクセスに必要な医療証明書の発行にかかる費用を工面することが難しく、司法による解決を妨げる原因となっている。

教育分野におけるジェンダー概況

- 政府は女子就学率の向上を重点課題としているが、女子の就学を妨げている原因は多岐に渡り、様々な対策が必要である。例えば女子の就学の重要性に対する家庭の理解促進のほか、女子生徒に対する暴力対策が課題として認識されている。

- 女性の識字率は低く、女性の様々な活動を妨げている原因となっている。紛争中には識字教育を受ける女性が減っており、紛争が教育に与えた影響が懸念される。

保健分野におけるジェンダー概況

- 女性の健康の促進、サービスへの公平なアクセスを保障することが目標とされているが、妊産婦死亡率は高い水準である。
- HIV/AIDS 感染率は、若い女性の感染率が高い。また、50 歳以上の男性の感染率も高い。HIV/AIDS 対策のため、今後政府が強いリーダーシップを発揮していくことが期待される。
- 女性器切除の割合は 1998 年以降減少傾向にあったものの、紛争中に再び増加し、これまでは多くなかったアビジャンでも施術が行われるようになってきている。

農業・水産分野におけるジェンダー概況

- 女性は自給用の食料生産の担い手となっている。他方で、男性はプランテーションなどの商品作物の栽培の主体である。
- 法律上では男女平等の土地所有が認められ、政府も男女平等な土地所有の政策を進めているが、特に地方では女性が土地を所有することは困難である。土地を所有できないことは、女性が経済活動を実施するにあたって、大きな障害となっている。

運輸インフラ分野におけるジェンダー概況

- 紛争後の復興のため、運輸網の整備に政府は力を入れている。しかし、同分野では、女性の意思決定過程への参加は大きくない。他方で、女性が生産した食料販売のために、女性組織による運搬が行われている。
- コートジボワール政府は、運輸分野における HIV/AIDS 等の社会分野対策についても配慮しており、今後の活動が注目される。

経済活動分野におけるジェンダー状況

- 女性の多くは、農業、インフォーマル・セクターやサービス産業に従事している。
- 土地などの財産を持たない女性にとって、金融へのアクセスは難しく、マイクロクレジットなどの事業が期待される。しかし、現在、女性が融資を受けやすい条件を整えたマイクロクレジット事業は多くは行われておらず、今後の課題となっている。

略語表

略語	正式名称	日本語
CEDAW	Convention on the Elimination of all forms of Discrimination Against Women	女子差別撤廃条約
DDR	Désarmement, Démobilisation, Réintégration	武装解除・動員解除・社会復帰
EDSCI	Enquête démographique et de santé et à indicateurs multiples	人口保健調査
EU	European Union	欧州連合
FGM	Female Genital Mutilation	女性器切除
HIV/AIDS	Human Immunodeficiency Virus / Acquired Immunodeficiency Syndrome	人免疫不全ウィルス及び後天性免疫不全症候群
IFEF	Institut de formation et d'éducation féminine	女性の研修・教育施設
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
MEASFP	Ministère de l'Emploi, l'action sociale et la formation professionnelle	雇用・社会・職業訓練省
MSFFE	Ministère de la Solidarité, de la Famille, de la Femme et de l'Enfant	連帯・家族・女性・児童省
NGO	Non Governmental Organization	非政府組織
SNLVBG	Stratégie nationale de lutte contre les Violences Basées sur le Genre	ジェンダーに基づく暴力対策国家戦略
UNAIDS	Joint United Nations Programme on HIV/AIDS	国連合同エイズ計画
UNDP	United Nations Development Programs	国連開発計画
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
VBG	Violence basée sur le genre	ジェンダーに基づく暴力

通貨交換レート
1 FCFA (XOF) = 0.173 円
(2013 年 1 月現在)

本調査報告書は、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社に委託し、2012 年 12 月より 2013 年 3 月までの期間に実施された現地調査及び文献調査に基づいて作成されたものです。本報告書は JICA が当該国で援助を実施する上での参考資料として作成されたものであり、記載されている全内容は JICA の公式見解を反映しているものではありません。

地図



1. 基礎指標

1-1 経済社会関連指標

経済社会関連指標								出典
社会指標								
国際開発指標		人間開発指数 (指数／順位)		ジェンダー開発指数 (指数／順位)		ジェンダーエンパワ メント指数		
	2011	0.400／170 位		NA		NA		(1)
	2005	0.432／166 位		0.413／146 位		NA		(2)
人口動態指数		総人口		都市人口比率		年間人口 増加率(%)	合計特殊 出生率 (%)	(3)
		(百万)	女性人口 比率 (%)	(%)	女性人口 比率 (%)			
	2011	20.15	49.10	20.90(2010)	NA	2.08	4.348	
	2006	18.33	48.84	20.09	NA	1.68	4.777	
		平均余命		世帯主別による世帯数				
		男性	女性	総計	男性世帯主	女性世帯主		(3)
	2011	54.31	56.59	NA	NA	14.4% (1999)(6)		
	2006	51.25	53.03	NA	NA	NA		
経済指標								
		一人あたり GNI (USD)	実質 GDP 成長率	GDP デフ レーター	ジニ係数	開発援助額 /GNP		(3)
	2011	1,090	-4.73	159.20	NA	NA		
	2006	900	0.68	134.07	NA	NA		
部門別公共支出		保健医療	教育	社会福祉	防衛	ジェンダー	その他	(3)
	2011	5.06%	NA	NA	NA	NA	NA	
		対 GDP	対 GDP	対 GDP	対 GDP	対 GDP	対 GDP	
	2011	1.14%	NA	NA	NA	NA	NA	
産業比率 (対 GDP 比)		農業	工業	サービス業	その他			(3)
	2011	24.32	30.32	45.37	NA			
	2006	22.92	25.88	51.19	NA			
労働指標		総労働人口		失業率(%)		最低賃金		(4)
		(1,000 人)	女性比率	合計失業率	女性失業率	男性	女性	
	2010	7,787.5	37.4	NA	NA	NA	NA	
	2005	6,988.9	36.2	NA	NA	NA	NA	
労働人口比率		農業	非農業部門					
			製造業	小売業	教育	社会 サービス		
	労働人口 (千人)		NA	NA	NA	NA	NA	
	女性比率 (%)		NA	NA	NA	NA	NA	

ジェンダーギャップ指標		出典
経済活動の参加と機会		111 位／135 カ国
労働人口参加		96 位
賃金の平等		114 位
推計所得 (PPP USD)		99 位

ジェンダー関連の取組み						
女性に関する国際条約批准・署名の有無					署名・批准年	
女性差別撤廃条約（CEDAW）					1995 年	(6)
児童の権利条約					1991 年	(6)
アフリカ人権憲章女性の権利議定書					2011 年	(6)
意思決定参加率（％）						
行政	議会	10.4	民間	管理職	NA	(7)
	大臣	18		専門技術職	NA	
	副大臣	NA				
ジェンダー関連政策					制定年	(11)
機会平等・公平・ジェンダー国家政策（Politique Nationale de l'Egalité des chances, l'Equité et le Genre）					2009 年	
ジェンダー関連法律					制定年	
女性器切除を含む女性に対する暴力取締法					1998 年	(10)
機会均等、公平、ジェンダーに関する宣言					2007 年	(11)
ジェンダー関連国家組織						
ナショナル・マシナリー名： 連帯・家族・女性・児童省（Ministère de la Solidarité, de la Famille de la Femme et de l'Enfant）						

ジェンダーギャップ指標					出典	
政治への関与					104 位／135 カ国	(5)
議会における女性					100 位	
閣僚の地位にある女性					75 位	
過去 50 年間女性が国家元首であった年数					58 位	

1-2 保健関連指標

保健医療指標								出典								
人口に対する 保健医療サービス		病床数 (人口 1,000 人あ たり)		医師数 (人口 1,000 人 あたり)				(3)								
		2006 0.4		NA												
乳児死亡率 (出生 1,000 あた り)		2011		81.2		NA		(8)								
		2006		87.4		NA										
5 歳未満児死亡率 (出生 1,000 あた り)		2011		114.9		104.9		(8)								
		2006		126.1		115.2										
結核による死亡 率		NA		合計		NA		女性	NA							
主要感染症によ る死亡率		NA		全体		NA		女性	NA							
1 歳児におけるワクチン 接種率(%) 2011		BCG		三種混合		ポリオ		麻しん		(8)						
		NA		62%		NA		49%								
リプロダクティブ・ヘル ス				家族計画実行率		出産介助率		妊婦貧血率		(4)						
		2011		12.9(2006)		56.8%		NA								
				妊産婦死亡率 (出産 10 万あたり)		合計特殊出生率		平均初婚年齢		(4)						
		2011		400 (2010)		4.348		女性：22 (2003) 男性：28.0 (2003)								
栄養				5 歳未満児における 低体重児率*		経口補水療法 (ORT) 利用率		ヨウ素欠乏症		(3)						
		2007		29.4		NA		NA								
		1998		18.2		NA		NA								
地域医療サービス		安全な水普及率(%)						衛生管理施設普及率(%)		(8)						
		全体		都市部		農村部		全体			都市部		農村部			
		2011		80		NA		NA			24		NA		NA	
		2006		79		NA		NA			23		NA		NA	
HIV/AIDS		HIV 感染者数						HIV/AIDS に冠する 適正な知識の保有率 (%)		(3)						
		全体		男性		女性										
								妊産婦			男性		女性			
		2011		3%		0.6%		1.4%			NA		NA		NA	
2006		4.3%		NA		NA		NA		NA		NA				

ジェンダーギャップ指標			出典
保健と生存			1 位 / 135 カ国
出生時の男女比率			1 位
健康寿命			1 位

1-3 教育関連指標

教育関連指標								出典
教育制度	初等	6年	中等	4年・3年	高等	NA		(12)
成人識字率（15歳以上）	全体	56.2%	男性	65.2%	女性	46.6%		(3)
初等教育								(3)
純就学率	2009	全体	61.4%	男性	67.1%	女性	55.8%	
	2003		58.0%		64.3%		51.7%	
進級率	NA	全体	NA	男性	NA	女性	NA	
退学率	NA	全体	NA	男性	NA	女性	NA	
中等教育								(3)
総就学率	2002	全体	27.1%	男性	34.9%	女性	19.4%	
	1999		23.0%		29.9%		16.1%	
進級率	NA	全体	NA	男性	NA	女性	NA	
退学率	NA	全体	NA	男性	NA	女性	NA	
高等教育								(3)
総就学率	2009	全体	8.3%	男性	10.9%	女性	5.7%	
	2000		6.6%		9.5%		3.7%	
進級率	NA	全体	NA	男性	NA	女性	NA	
退学率	NA	全体	NA	男性	NA	女性	NA	
男女別・分野別高等教育就学率		教育学	芸術	社会学	理工学	医学	その他	
		NA	NA	NA	NA	NA	NA	

ジェンダーギャップ指標		出典
教育		131位／135カ国
識字率		121位
初等教育への就学		130位
中等教育への就学		131位
高等教育への就学		123位

出所：

- (1) Human Development Report, UNDP, 2011
- (2) Human Development Report, UNDP, 2007/2008
- (3) World Development Indicators
- (4) Gender Statistics, World Bank
- (5) World Economic Forum, The Gender Gap Report 2012
- (6) 国連ウェブサイト参照：<http://treaties.un.org/>
- (7) IPU web site: <http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>
- (8) République de Côte d'Ivoire, Enquête démographique et de santé et à indicateurs multiples (EDSCI-III) 2011-2012, Rapport préliminaire, Juillet 2012
- (9) UNICEF, Country Profile : Côte d'Ivoire, March 2010

- (10) MFAS and UNFPA, Crisis and Gender Based Violence in Côte d'Ivoire: Outcomes of the Studies and Major Challenges, 2008
- (11) République de Côte d'Ivoire, Document de politique nationale sur l'égalité des chances, l'équité et le genre, août 2007.
- (12) UNICEF, Plan stratégique de l'éducation de la fille en côte d'ivoire, 2007

2. ジェンダーに関する概要と政府の取組み

2-1 コートジボワールの女性の概況

コートジボワール国の女性の概況

- 2011年に長く続いた政治的混乱が終結し、コートジボワールは復興に向かっている。しかし、紛争の影響から、統計情報が少なく、統計情報や身分証書制度の整備が課題となっている。
- コートジボワールには様々な民族が居住し、それぞれが異なる言語、文化、風習を持ち、女性が民族で占める社会的地位は民族によって大きく異なるが、総じて女性の社会・経済的地位は低く、基本サービスへのアクセス・経済力等の面で男性よりも劣後している。

〔概要〕

コートジボワールは、西アフリカに位置し、ギニア湾に面した人口約2,000万の国家である。1960年にフランスより独立したコートジボワールは、自由経済主義経済政策を採用し、インフラ投資を重点的に実施した。主にコーヒーとカカオによる農業生産に支えられ、1960年代から1980年代にかけては平均7%の経済成長を記録した。しかし、1980年から1993年は、農産品価格の下落により、国家の歳入が減少し、経済危機に陥った。1989年から、国際通貨基金(IMF)・世界銀行の下で、構造調整計画を開始した。一方、政治面では、1993年のウフェボワニ大統領逝去後、クーデター等内政の混乱が続いた。2000年10月バグボ候補が選挙により、大統領に就任したが、その後も政府軍と反政府勢力が対立、国を二分する内戦状態となった。この状況を踏まえ、2003年には国連ミッション、2004年4月から国連平和維持活動(United Nations' Operation in Côte d'Ivoire)を展開し、現在もコートジボワール全域で活動している。

2010年10月には、10年振りとなる大統領選挙が実施され、決選投票でウタラ候補が選出されるものの、投票結果に対する疑義から、ウタラ候補の選出結果を否定し、バクボ前大統領が大統領再任を宣言した。一方のウタラ氏も大統領就任を宣言し、二人の大統領が就任宣言する異例の事態が続いた。2011年5月にウタラ大統領が大統領就任式を実施し、国内は安定し、2012年3月には新内閣が成立している。

経済面では、コートジボワールは西アフリカにおいてナイジェリアに次ぐ経済規模を有し、当該地域において大きな影響を及ぼしている。主要な輸出産品は、ココア、コーヒー、木材、石油である。

コートジボワールの2013年の人間開発指数の順位は186カ国・地域中168位であり、極めて低い。貧困率は、48.9%(2008年)であり国民の約半数が貧困状況にある¹。貧困状況は、都市

¹ 貧困率とは、国別貧困線より下の水準で生活している人口の割合を指す。コートジボワールにおける2008年

部と地方では大きく異なり、都市部は 29.5%、地方は、62.5%である²。

コートジボワールでは、紛争の影響から、人口統計調査が実施されていなかったため³、1998 年の人口統計のデータを使用している。また、女性の状況を客観的に示す男女別統計の整備状況も不十分である。さらに、紛争時における人の移動により、現在の人口動態を把握することが困難である。紛争中には、身分証書 (acte de l'état civil) の管理施設が破壊され、記録が消失している。また現在機能している施設も、電子化されていないという問題がある⁴。出生届を出していない子供も多数いると考えられており、正確な人口を把握することが困難である。

[女性をめぐる概況]

コートジボワール政府は、2009 年に機会平等・公平・ジェンダー国家政策 (Politique Nationale de l'Egalité des chances, l'Equité et le Genre) を採択するなど、男女平等促進のために政策を打ち出し、様々な活動を計画・実施している。

しかし、依然として女性をめぐる状況は厳しい。女子の初等教育の就学率は上昇しているが、地方間の格差は大きく、教育のレベルが上がるほど、女子の就学率や修了率が下がっている。また、学校における女子就学の環境づくりも追いついておらず、家庭における女子就学の理解の促進も必要である。加えて、学校では教師、男子生徒による性的暴力を理由とした女子生徒の退学が多いことを踏まえ、女子校設立の必要性も指摘されている。

[意思決定機構への参加]

2012 年 11 月の組閣により、28 名の大臣のうち女性大臣は 5 名となった⁵。また、249 名の議員中 26 名 (20.4%) が女性議員である⁶。2010 年時点で女性の市長は 4.6%である。

女性の意思決定過程への参画が進まない理由としては、女性に対する偏見、政治に関心のある女性が少ないこと、識字率が低いこと、女性に対する教育が不十分であることが指摘されている⁷。

[宗教、慣習及び伝統的価値観による課題]

コートジボワールには様々な民族が居住し、それぞれが異なる言語、文化、風習を持ち、女

の貧困線は一人 1 年あたり 241,145FCFA の所得である。なお FCFA は 1 ユーロ = 655.957FCFA の固定相場制であるため、当該貧困線は 367.6 ユーロ相当となる。

² République de Côte d'Ivoire, Rapport pays de suivi des objectifs du millénaire pour le développement, version finale, août 2010, p.18

³ 2013 年より国勢調査が開始され、年末までに終了予定。

⁴ 「état civil」とは、フランス法における民事的身分を指し、その主たる要素は国籍、婚姻、親子関係、親族関係、姻族関係、氏名、住所、能力及び性がある。また、「acte de l'état civil」とは、身分証書を指し、基本的なものとしては出生証書、婚姻証書、死亡証書がある。(山口俊夫「フランス法辞典」pp.212-213 参照)

⁵ コートジボワールウェブサイト参照：http://www.gouv.ci/gouvernement_1.php?recordID=13

⁶ IPU ウェブサイト参照：<http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>

⁷ République de Côte d'Ivoire, Rapport pays de suivi des objectifs du millénaire pour le développement, version finale, août 2010, p.37.

性が民族で占める社会的地位は民族によって大きく異なる。たとえば、アカン族は遺産相続が女系であり、女性の社会的地位は高く、女性の村長がいる場合もある。しかし、コートジボワールにおいては、総じて一般的に女性の社会・経済的地位は低く、基本サービスへのアクセス、経済力に関して、男性よりも劣後している。

2002 年以降の紛争の影響で、ジェンダーに基づく暴力（Violence basée sur le genre : VBG）が増加傾向であることが懸念されている。現在、VBG 対策は政府にとって喫緊の課題となっており、多くのドナーや NGO が対策を行っている。

VBG には精神的、身体的な暴力、性的な暴力なども含む。VBG の一例としては女性器切除（Female genital mutilation : FGM）が挙げられる。これはもともと西部や北部などの地方で行われていた成人儀礼としての性格も持つ慣行であったが、紛争による人々の移動に伴い、アビジャンへの移住が増え、現在ではアビジャンでも FGM が行われるようになっている⁸。コートジボワール政府は、FGM をいかなる宗教にも基づかない、健康に悪影響を与える習慣であるとして、禁止の姿勢を打ち出し、FGM 対策週間を設けるなど啓発活動も実施している。しかし、FGM の慣行が継続している背景には、人々の識字率が低いこと、保健・衛生の知識が不十分であること、また結婚の際には FGM を受けていることを暗黙の条件とする伝統的な結婚観など様々な要素がある。2008 年に実施された調査によると、FGM を受けた女性と教育のレベルには関係がある。教育を受けていない女性では FGM を受けている女性は 62%、初等教育を受けた女性では 46%、中等教育以上の教育レベルの女性では 23%である。また、コーランの学校に通学していた女性では 72%である。宗教の観点からは、FGM を受けていた女性の割合が多いのは、原始宗教の 74%であり、次いで、イスラム教（66%）、カソリック（40%）、プロテスタント（32%）である⁹。

⁸ ユニセフによると、コートジボワールにおいて FGM が実施される理由として、以下の 4 つ挙げている。①若い女性の勇気と忍耐を試す方法、②妻の夫に対する貞節を保障する、③純潔と社会への参加としての儀式、④宗教上の理由。（UNICEF Côte d'Ivoire, Elimination of Female Genital Mutilation, February, 2007, http://www.unicef.org/wcaro/WCARO_CI_Prog_En_FGM.pdf）

⁹ この調査では、8 つの県において 8,234 名の女性（10～49 歳）が調査対象者となっている。MFAS and UNFPA, Crisis and Gender Based Violence in Côte d'Ivoire : Outcomes of the Studies and Major Challenges, 2008, pp.61-62.

2-2 ジェンダーにおけるコートジボワール政府の取り組み

コートジボワール政府の取り組み

- 1) コートジボワールでは、ジェンダー平等推進のための様々な政策、計画が策定されている。今後は、活動の実施、モニタリング、評価を行っていく必要がある。
- 2) ジェンダーに基づく暴力について、2012年に戦略がまとめられ、現在は実施の段階に移っている。
- 3) 女性の持つ能力を評価し、活用するために、能力のある女性をデータベースにまとめるというプロジェクトが大統領府の主導の下で行われている。

[ジェンダー政策]

2007年には大統領が署名した「機会平等、公平、ジェンダーに関する宣言（Déclaration solennelle de la Côte d'Ivoire sur l'égalité des chances, l'équité et le genre）」が發布され、北京会議で推奨された選挙における30%の女性のクォータ導入を表明した。また、コートジボワール政府は、2008年に女性・平和・安全に関する国連安全保障理事会決議1325号実施のための国家行動計画を採択、2009年に「機会平等・公平・ジェンダー国家政策（Politique Nationale de l'Egalité des chances, l'Equité et le Genre）」を閣僚会議で採択している。同政策では、女性と男性の両方に開発の機会と意志決定過程への平等な参加を確保し、公正で公平な開発を確保することを目的としている。次の4項目が同政策実施の上での優先分野として挙げられている。

■機会平等・公平・ジェンダー国家政策における4優先分野■

1. ガバナンスと人権
 - ◆ ジェンダー平等の推進、さらに公平性を促進するため人々の考え方の変革を促進する法的枠組みの整備
 - ◆ ジェンダー主流化及び脆弱層に対する暴力や差別を撲滅するための社会文化的環境の構築
 - ◆ 個人、地域、セクター、政治などにおける意志決定過程において、女性の意志決定過程への参加が強調され、ジェンダー主流化が実施されること
2. マクロ経済と予算
 - ◆ 政府によるジェンダー主流化の枠組みの改善
 - ◆ 国内経済における全てのセクターでの男女の貢献を考慮する
 - ◆ ジェンダーを考慮した、国家予算編成
 - ◆ 恵まれない人々が経済、社会、文化面において活躍できるようにすること
 - ◆ 男女平等という目標について予防的・横断的に検討すること

3. 復興と基礎社会サービス（保健、教育）

- ◆ ジェンダーに関する国際条約の実施
 - ◆ 復興におけるジェンダー主流化のための環境整備
 - ◆ ジェンダーに賛同した政治、社会、マクロ経済、インフラ、衛生環境を保障すること
 - ◆ ジェンダー平等推進のため、地方、国、地域、国際的なレベルでのパートナーシップを発展させること
 - ◆ 紛争予防と紛争解決の戦略を改善すること
 - ◆ 保健サービスや診療への公平なアクセス
 - ◆ 万人のための基礎教育を保障すること
 - ◆ 学業成績を向上させるための環境の維持
- ### 4. ジェンダーに関するモニタリング・評価の組織機能を強化すること
- ◆ ジェンダー主流化を調整するために、組織的な枠組みを設置すること

今後の課題としては、ジェンダーに関する宣言による 30%のクォータの実施確保、さらに 2009 年策定のジェンダー国家戦略のレビューである。

2009 年からは、ジェンダーに基づく暴力対策のため、ジェンダーに基づく暴力対策国家戦略（Stratégie nationale de lutte contre les Violences Basées sur le Genre : SNLVBG）の策定が開始され、2012 年 7 月から実施されている。SNLVBG では、ジェンダーに基づく暴力の中で、特に性的暴力の予防と保護を重点としている。活動に当たっては、重点軸が 5 つ設定されている。

■ SNLVBG における優先戦略 ■

1. VBG の防止
2. 司法と犯罪者に対する処罰
3. セキュリティセクター改革と DDR
4. ジェンダーに基づく暴力の被害者に対するマルチセクターな支援
5. VBG に関する情報の調整及び収集

戦略 1 では、VBG の防止のため、コミュニティを通した対策、さらに女性や子供の人権の伸長のためのキャンペーンや教育活動が挙げられている。戦略 2 では、VBG の被害者が公平に司法的救済を受けることを保障することを目指している。特に、紛争後、加害者が処罰されていないことへの対応である。この分野には、VBG を証明する医療証明書の問題（後述）、さらに法律面での対策強化も含まれる。戦略 3 は、安全保障理事会決議の実施も含まれている。戦略 4 は、VBG 対策においては、様々な分野での活動が必要であることに鑑み、VBG の被害者に対して、医療、心理、法律、司法手続き、社会経済側面からの包括的なケアを実施することを目指している。戦略 5 は、VBG に関する情報について、収集、保存、分析や共有を関係機関で調

整し、様々な VBG の被害者に対するケアの過程で情報へのアクセスを容易にすることを目指している。

このように、VBG に対して多角的なアプローチが想定されているが、予定された活動全てに対して、予算が確保されているわけではないため、戦略実施のための予算確保が重要な課題となっている。

また、新たな試みとして、大統領府が、女性の能力を評価し活用する目的で、ドナーの支援も受けつつ大統領府主導で能力ある女性のデータベース作成（*compendium ivoirien des compétences féminines*）を開始した。このデータベースは、女性の管理職、若い女性、地方の女性の3つに分類されている。例えば、有能な助産師なども対象となる。都市部の女性だけでなく、地方に居住する女性も含まれているため、様々な職種で働く女性の能力が評価される契機となることが期待されている。

〔女性と国家開発計画〕

コートジボワールの国家開発計画（*Plan national de développement*）2012-2015 では、コートジボワールを 2020 年までに新興国とする目標を掲げている。この目標を達成するため、5つの戦略が示されている。ジェンダーに関しては、戦略3の中で、ジェンダーと公平として盛り込まれている。期待される成果としては、6つ挙げられている。

■ 国家開発計画の戦略 ■

1. グッド・ガバナンスが確保された安全な社会において、人々が調和を持って生活すること
2. 国家の豊かさの増大、さらにその成長による成果を公平に分配すること
3. 特に、女性、子供その他脆弱な人々を含めた人々が、質の高い社会サービスに公平なアクセスができること
4. 人々が、健康な生活環境の中で生活すること
5. 地域・国際社会でのプレゼンスの再構築

■ ジェンダーにおける期待される成果 ■

1. ジェンダー平等推進を担う機関が効果的になること
2. 女性の経済的安定と権利が確保されること
3. ジェンダーに基づく暴力（VBG）が減少すること
4. 家族の健康状況が保障されること
5. 女子の教育へのアクセスが推進されること
6. コミュニティや組織による子供の保護が行われること

[ジェンダー関連法令]

コートジボワール政府は男女間の不平等是正のために、様々な法律を策定している。女性器切除については、1998年にすでに禁止されているが、依然として広く行われており、対策が必要である。

表：コートジボワールにおけるジェンダー関連の法律と規制

法律と規制	年	内容
国内		
夫婦間の平等に関する法律	1983	夫婦間の平等、さらに女性も共同財産制をとるか否かの選択権を持つことを定めた
FGMを含む女性に対する暴力取締法	1998	FGMが実施された場合には、加害者へ1～5年の服役と罰金（360,000～200万FCFA）が課される。被害者が死亡した場合は、20年の服役まで延長。医師がFGMを実施した場合は、最大5年間の医療行為禁止処分となる。
刑法改正	1998	セクシュアル・ハラスメント、強制労働、児童婚や強制的な結婚の取り締まり
機会均等、公平、ジェンダーに関する宣言	2007	選挙候補者における女性の30%のクォータの導入

出所：各種資料及びインタビューにより作成

2-3 ナショナル・マシナリー

連帯・家族・女性・児童省 (Ministère de la Solidarité, de la Famille, de la Femme et de l'Enfant)

- 1) 1976 年、女性の地位向上を主導する省庁である「女性の状況に関する省 (Ministère de la Condition de la Femme)」が創設された。以降、数度の改称を経つつ、同省によりジェンダー平等促進のための政策立案が行われている。しかし予算は十分には配分されておらず、今後の予算配分と能力強化が求められている。
- 2) ライン省庁にジェンダーグループの設置が開始されたが、全ての省庁には設置されていない。また、既に設置された省庁においても、予算配分や人的資源の面で課題がある。

〔設立背景〕

1976 年、女性の状況に関する省 (Ministère de la Condition de la Femme) が設置された。その後 1993 年には家族女性地位向上省とされ、2000 年、女性連帯省となったが、その後、家族、児童の役割が追加され、家族・女性・児童省の名称になった。家族という観点では、家族の価値を発展させていくことが任務とされている。2011 年の省庁改編で、これまで雇用省が管轄していた「連帯」が新たに加わり、連帯・家族・女性・児童省 (Ministère de la Solidarité, de la Famille, de la Femme et de l'Enfant : MSFFE) となった。

〔組織概要〕

MSFFE においてジェンダーに関する事項を所管しているのは、平等・ジェンダー推進局 (Direction de l'égalité et de la promotion du genre) である。

1976 年以来、ジェンダーを管轄する省に対する予算は、国家予算の 1% 未満であり、ジェンダー分野における課題に鑑みると、十分な予算配分がなされているとはいえない。

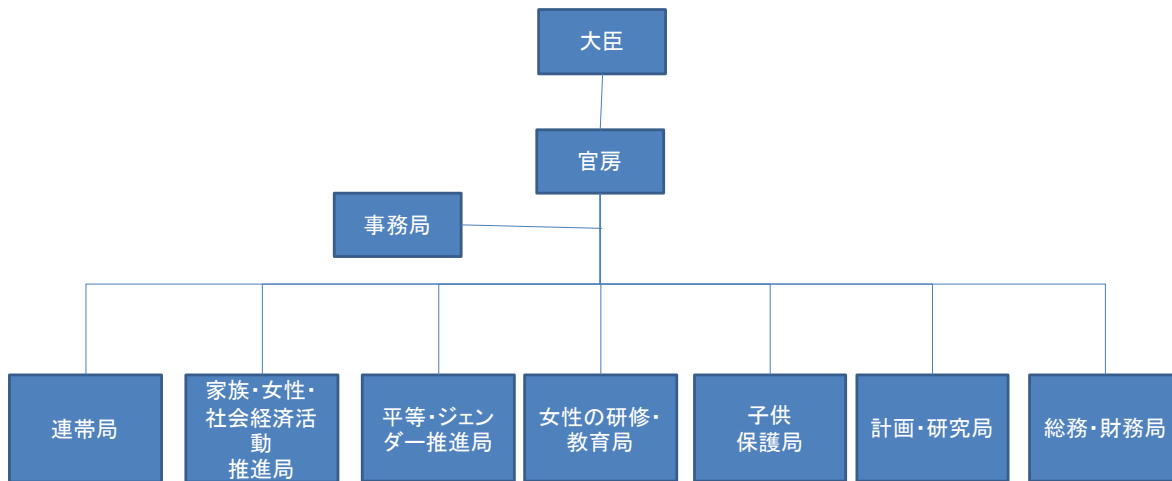
ジェンダーに基づく暴力対策には、様々な活動が予定されているが、実施するための予算は十分に確保されていない状況である¹⁰。

機関名	連帯・家族・女性・児童省 (Ministère de la solidarité famille, de la femme et de l'enfant)
設立年	1976 年
職員数	約 1,200 名 (平等・ジェンダー推進局の職員数 : 約 19 名)
予算	16,448,127,389FCFA (2013 年)
目的	女性、家族、子供の保護に関する政策の実施とモニタリング

出所：連帯・家族・女性・児童省へのインタビューその他各種資料より作成。

¹⁰ 連帯・家族・女性・児童省へのインタビューによる。

[組織図]



[連帯・家族・女性・児童省による主要な取り組み事項]

女性の地位向上及びジェンダー平等推進のため、機会平等・公平・ジェンダー国家政策や VBG 対策国家戦略をはじめとした政策立案の他、政策実施のモニタリングを実施している。

VBG 対策国家戦略における意思決定機関は、国家 VBG 対策委員会（Comité national de lutte contre les VBG）であり、連帯・家族・女性・児童省の大臣が議長を務める。また国家 VBG 対策委員会の事務局を勤めるのは中央管理委員会（Comité Central de Supervision）であり、平等・ジェンダー推進局の支援を受け、VBG 担当技術アドバイザー（Conseiller technique chargé des question de VBG）が議長を務める。

また、VBG におけるドナーとの調整も、現在連帯・家族・女性・児童省が実施している。人道支援の分野では、2011 年 2 月に、VBG のサブクラスターの活動が活発化し、UNFPA が議長を務めていたが、国家 VBG 調整グループに改組され、平等・ジェンダー推進局が議長を務めている。尚、このグループには、政府、国連機関、国際・現地の NGO さらにその他のドナーも参加している。

地方の女性への支援のための省の予算が不十分であるため、出張に行くことも難しい状況である¹¹。以前は、地方の女性に対する取り組みのため、連帯・家族・女性・児童省では 150 人ほどの要員（agent de famille）が業務に従事していたが、これらの要員の退職や予算の問題のため、地方での人の動員が不十分な状況である。

¹¹ 連帯・家族・女性・児童省へのインタビューによる。

〔他省庁によるジェンダー関連の主要取り組み事項〕

連帯・家族・女性・児童省のイニシアチブにより、各省庁にジェンダーグループ (Cellule genre) が設置された。連帯・家族・女性・児童省では、各ジェンダーグループが機能しているかなどについてモニタリングしており、現在設置されている 14 のジェンダーグループのうち 3 つのグループ (教育省、財政省、保健省) について評価を実施している。総じて、各省庁のジェンダーグループは十分には機能していない。多くの省庁においては、ジェンダーグループに予算がつけられていない。また、常駐の担当が配置されているのではなく、職員に対して追加でジェンダーグループ構成員としての役割を与える場合が大半であり、その分の給料の増加もない。さらに、意思決定ができるレベルのメンバー構成になっていないため、ジェンダーグループでの議論の結果が、上層部に伝わり、政策につながっていくメカニズムができていないか不明確である。このようにジェンダーグループには、まだ行政能力の点で不十分な点があるため、ジェンダーグループ同士のネットワークを構築することが検討されている¹²。

●雇用・社会・職業訓練省 (Ministère de l'Emploi, l'action sociale et la formation professionnelle : MEASFP)

MEASFP では、女性の雇用促進のほか、VBG を受けた女性に対する社会保護の観点からの取り組みを実施している。また、MEASFP にもジェンダーグループが設置されているが、専属の職員がメンバーに任命されており、オフィスなどの設備もある。

●司法・人権・公的自由省 (Ministère de la Justice, des Droits de l'Homme et des Libertés publiques)

刑務所の環境に関して、刑務所内で男女が居住区域・食事の面で分かれるように配慮している。刑務所には、男性、女性、さらに未成年の 3 つの分類がある。未成年も成人とは別の区域で生活するが、未成年の女子については数が少ないこともあり、成人女性と同じ区域で生活するようにさせている。

¹² 雇用・社会・職業訓練省へのインタビューによる。

3. 主要セクターにおける女性の現状

3-1 ガバナンス・セキュリティ

ガバナンス・セキュリティの概況

- 1) 紛争終結を受けて、コートジボワール政府はガバナンス・セキュリティの分野の取り組みを行っている。暴力の被害者としての女性、さらに DDR の対象者としても女性を考慮していくことが必要である。
- 2) 司法へのアクセスは、貧困、識字率が影響し、男女ともに低い状況であるが、特に女性にとってはより困難である。VBG の被害者にとっては、司法へのアクセスに必要な医療証明書の発行にかかる費用を工面することが難しく、司法による解決を妨げる原因となっている。

[政府の政策]

コートジボワールの国家開発計画 (Plan national de développement) 2012-2015 では、第一の戦略が「グッド・ガバナンスが確保された安全な社会において、人々が調和を持って生活すること」とされ、「平和と社会統合 (paix et cohésion sociale)」、「軍隊、憲兵隊、警察のサービス」、「司法改革」、「法治国家と政治的自由」、「ガバナンスの強化」、「コミュニケーション」、「統計の強化」が挙げられている。この中で、社会統合において、女性の参画を促進すること、さらに司法の観点から女性を含めた脆弱層の保護が目指されている。

[セキュリティ]

コートジボワールでは、紛争終結後の武装解除・動員解除・社会復帰 (Désarmement, Démobilisation, Réintégration: DDR) が進められている。DDR を進めるに当たっては、女性の元戦闘員を含む武力勢力の支援者も DDR の対象として取り込んでいく必要がある。これは、DDR というと、一般には男性の戦闘員が対象となることが想起されてしまうが、女性が武器を持って戦闘に従事していなくとも、武装勢力側で戦闘員の後方支援や諜報活動などを行っていた場合があるためである。正確な統計はないが、武装解除の対象となる女性の元戦闘員は 450 人程いると推定されている¹³。

また、紛争は終結したものの、現在もセキュリティには大きな課題がある。まず、紛争中に拡散した小型武器が未だ出回っており、これらの武器を使用した強盗が行われている。さらに、紛争が激しかった地域においては、現在でも性的暴力が頻発している地域もあり、被害者はほぼ女性である。とくに加害者が、元戦闘員であった場合には、被害者は恐怖のために訴えるこ

¹³ SNLVBG, p.35

ともできない¹⁴。加害者が処罰されないため、加害者が同じ事件を複数回起こすことにもつながっている。

〔司法へのアクセス〕

コートジボワールでは、司法手続き費用が高いため、経済的な地位がない場合は司法による問題解決は難しい。コートジボワールの全ての人にとって司法へのアクセスは難しい状況であるが、特に脆弱層である女性にとってはより難しくなる。また識字率が低いことも司法手続きへのアクセスを妨げている。

被害者の保護の観点からも、大きな課題が指摘されている。暴力を受けた場合であっても、被害者が自分の権利を知らないことが多く、実際に法律的な救済まで行う被害者の割合は少ない。また、国内に弁護士の数が少なく、地方にはほとんどおらずアビジャンにしかないという人的資源の問題もある。また、VBG の場合は、公判手続きにおいて被害者女性に対する配慮が必要である。例えば、法廷は非公開とし、加害者と被害者を同席させるべきではない。しかし、現在、法廷は公開とされており、証言の際に加害者と被害者が同席している。

女性が VBG を受けた際には、それを証明する医療証明書(certificat médical)が必要となるが、医療診断書発行にかかる費用は 5 万 FCFA と非常に高額である。被害者女性が、診断書を得るために、遠方から医療機関に出向き、さらに診断書のために支出を行い、さらに司法的手段に訴えることは極めて困難となっている¹⁵。

司法へのアクセスが難しいために、VBG の司法的な解決が行われない場合は、加害者が処罰されないという状況になり、暴力行為が罰せられないものという意識を醸成することになり、暴力が日常化するという悪循環になる。この点で注目されるのが、ドナーの支援を受けて、女性法律家協会（Association des Femmes jurists de

Côte d'Ivoire）が実施している司法クリニックの活動である。被害者に対して、必要な知識を与え、サポートすることなどが活動項目となっている。

¹⁴ 司法・人権・公的自由省へのインタビューによる。

¹⁵ ドナーインタビューによる。

3-2 教育分野

教育の概況

- 1) 政府は女子就学率の向上を重点課題としているが、女子の就学を妨げている原因は多岐に渡り、様々な対策が必要である。例えば女子の就学の重要性に対する家庭の理解促進のほか、女子生徒に対する暴力対策が課題として認識されている。
- 2) 女性の識字率は低く、女性の様々な活動を妨げている原因となっている。紛争中には識字教育を受ける女性が減っており、紛争が教育に与えた影響が懸念される。

〔政府の政策〕

1991年、世界銀行が支援した国家教育計画が策定され、この中に女子の就学がサブ・コンポーネントとして盛り込まれた。政府は、2009年には女子の就学戦略文書（Plan stratégique de l'éducation de la fille en Côte d'Ivoire）を策定し、女子の就学率の向上を重要課題としている。2013年現在、小学校1年、2年（CP1、CP2）の就学率については、男女均等になってきているが、女子の就学率を高めるためにも今後も施策を行っていく予定である¹⁶。

女子の就学率向上のためには、女子就学を妨げている様々な要因に対応する必要がある。家庭が女子就学に抵抗を示す一つの理由は、女子に水汲み、薪集めや弟・妹の子守を任せているためである。そこで子守を任されている女子が学校へ通学できるよう、政府は小学校に保育園を併設することを奨励し、将来的には各小学校付属の3歳児から5歳児を対象とした幼稚園を設ける方針を示している。

〔初等・中等・高等教育〕

2011年、コートジボワールの小学校数は全国で12,482校（公立：10,755、私立：1,539）であり、生徒数は全国で2,920,791人であった。女子生徒の占める割合は上昇しており、2010年では、女子生徒の全体に占める割合は44.7%だったが、2011年では45.7%となっている。他方で、女性教員の割合は、2011年には24.4%と低い割合である（24.1%（2010））¹⁷。

初等教育の修了率は、2008年で男子が52%であるところ、女子は39%であり、アフリカの平均63%を大きく下回っている¹⁸。

次の表は、コートジボワールとその他のアフリカ諸国の初等教育の純就学率を示した表である。

¹⁶ 教育省へのインタビューによる。

¹⁷ 教育省提供資料による。

¹⁸ République de Côte d'Ivoire, Rapport pays de suivi des objectifs du millénaire pour le développement, août 2010, p.31.

表：コートジボワール及び他アフリカ諸国との初等教育純就学率の比較

国名	全体 (%)	女子 (%)	男子 (%)	データ年
コートジボワール	61.48	55.82	67.11	2009
ガーナ	82.06	81.14	82.93	2012
ナイジェリア	57.55	54.85	60.15	2010
セネガル	75.66	78.05	73.32	2011

出所：World Development Indicators より作成

中等教育の学校は、2011/2012 年では、全国に 1,206（公立：307、私立：899）であり、生徒数は、1,146,835 人であった。また、初等教育と比較して、女子生徒の割合が少なく、全体の 39.31% となる。さらに、女性教員の割合も、13.3%と低い割合である¹⁹。

政府は、中学校及び高校の数を増やす方針である。現在、中学や高等学校は都市にあるため、進学する場合に女子は家から離れて通学する必要があり、これは地方に住む女子の進学を阻害している原因となっている。しかし、親元を離れて中学や高等学校に女子が進学した場合であっても、女子が妊娠を理由に退学してしまうと、その両親はその後他の女子を中等教育に進学させる意思がなくなってしまう。政府は、女子の在学中の妊娠を防ぎ、女子が安全な環境で勉強し、生活する環境を確保するために、寄宿舎のある女子高等学校の設置を進める方針である。一地方に少なくとも一校女子校を設置する計画である。また、中学校については、居住地の近くに作ることが重要であると認識し、全国 40 箇所ほどで建設する計画である²⁰。

次の表はコートジボワール及び他アフリカ諸国における中等教育総就学率及び女性教員の割合を示している。

表：コートジボワール及び他アフリカ諸国との中等教育総就学率及び女性教員割合の比較

	中等教育総就学率 (%)			女性教員 割合 (%)	データ年
	全体	女子	男子		
コートジボワール	27.14	19.36	34.91	NA	2002
ガーナ	59.20	56.07	62.18	24.51	2012
ナイジェリア	44.05	41.21	46.78	45.59	2010
セネガル	42.08	40.26	43.87	17.86	2011

出所：World Development Indicators より作成

コートジボワールの高等教育機関は 3 つの公立大学、2 つの地域高等教育機関（Unités régionales d'enseignement）、3 つ公立のグランゼコール（grandes écoles）²¹、35 の私立大学と 143 の私立のグランゼコールがあるが、80%はアビジャンに集中している。

高等教育における女子比率（男子 100 人あたりの女子比率）は、1993 年は 30.2 であったが、

¹⁹ 教育省提供資料による

²⁰ 教育省へのインタビューによる。

²¹ フランス系の教育システムにある高等教育機関。

2008年には56まで上昇したものの、依然として女子の割合は低い。また技術・科学系分野の専攻者は少ない。

表：コートジボワール及び他アフリカ諸国との高等教育総就学率

	全体	女子	男子	データ年
コートジボワール	8.28	5.69	10.86	2009
ガーナ	12.14	9.24	14.92	2011
ナイジェリア	10.26	8.51	11.95	2005
セネガル	7.92	5.91	9.92	2010

出所：World Development Indicators より作成

〔職業教育〕

職業教育機関は、公立よりも民間機関が多く、アビジャンに集中している。2007年には、48,624人が所属し、そのうち23,699人が女子であった（公立：40.86%、民間：52.27%）²²。また、女性に対しては、女性の研修・教育施設（Institut de formation et d'éducation féminine：IFEF）が設置され、女性に対する識字教育や所得創出活動のための研修が行われている。

〔識字教育〕

コートジボワールでは、識字教育とインフォーマル教育行動計画（Plan d'action national d'alphabétisation et de l'éducation non formelle）2012 - 2015 がまとめられている。

女性の識字率は世界銀行の統計では、男性が65.2%、女性が46.6%と女性の識字率は非常に低い。女性の識字率の低さは、保健・衛生の知識習得、職業訓練、経済活動への参加、司法へのアクセスとあらゆる場面において、障害となっており、女性の地位向上を妨げている。女性に対する識字教育は前述のIFEFにおいて実施されている。2001年のIFEFへの参加女性の人数は、4,979人であったが、紛争により閉鎖するIFEFもあったため、参加人数は減少し、紛争の終結とともに上向きとなっているものの、2010年には2,178人に留まっている。このように紛争期間中には、識字教育へのアクセスがなかったため、識字教育の面でも、紛争の悪影響が懸念される。

次の表はコートジボワールと他アフリカ所得との成人識字率（15歳以上）の比較を示している。

²² Stratégie de Relance du Développement et de Réduction de la Pauvreté, janvier 2009

表：コートジボワール及び他アフリカ諸国との識字率

	全体	女性	男性	データ年
コートジボワール	56.17	46.61	65.17	2010
ガーナ	67.27	61.22	73.17	2010
ナイジェリア	61.34	50.41	72.15	2010
セネガル	49.70	38.67	61.81	2009

出所：World Development Indicators より作成

3-3 保健分野

保健分野の概況

- 1) 女性の健康の促進、サービスへの公平なアクセスを保障することが目標とされているが、妊産婦死亡率は高い水準である。
- 2) HIV/AIDS 感染率は、若い女性の感染率が高い。また、50 歳以上の男性の感染率も高い。HIV/AIDS 対策のため、今後政府が強いリーダーシップを発揮していくことが期待される。
- 3) 女性器切除の割合は 1998 年以降減少傾向にあったものの、紛争中に再び増加し、これまでは多くなかったアビジャンでも施術が行われるようになってきている。

〔政府の政策〕

コートジボワール政府は、リプロダクティブ・ヘルスに関して、「出産の際に女性が死亡することなく、全ての子供が健康に生まれ、健康な性生活及び再生産活動を行う国とすること」を目標としている。そのため、女性の保健に関して、保健への権利を保障し、全てのサービスへの公平なアクセスを保障することを政府の役割としている。具体的には、女性の健康については、より包括的なリプロダクティブ・ヘルス国家戦略（Politique nationale de la santé de la reproduction）の中に統合されている²³。

HIV/AIDS 感染への対策を検討するため、コートジボワール政府は、HIV/AIDS 対策国家評議会（Conseil National de Lutte contre VIH/SIDA）を開催しているが、2009 年 9 月 11 日に最後に開かれて以来、開催されていない。

〔保健〕

コートジボワールの妊産婦死亡率は、10 万出生あたり 400 と高い率である²⁴。原因としては、産科の数が不十分であること、妊娠中、出産時、産褥期における合併症の予防やケアが不十分であること、さらに栄養面でのケアが不十分なことが挙げられる。コミュニティレベルでも、母子保健に対する理解が不十分であるため、妊婦の危険な症状を見逃すなど、妊産婦死亡率を高める原因ともなっている。さらに、女性の識字率が低いために、女性が必要な知識を得て、必要な意思決定をすることが妨げられている。児童婚、FGM、早期の妊娠、多産などの慣習も、妊産婦の健康に悪影響を与えている²⁵。保健医療サービスに関しては、保健施設が少なく、設備も充実していないこと、アクセスが困難というインフラ上の問題がある。文化的な偏見やタブーのために、保健サービスに対する信頼感が低く、妊産婦が保健サービスを活用しない原因

²³ 保健省へのインタビューによる。

²⁴ 2010 年、World Development Indicators. 10 万出生あたりの死亡数を 149 にすることが目標とされている。

²⁵ 保健省提供資料による。

となっている。

表：コートジボワールと他のアフリカ諸国との妊産婦死亡率比較

	妊産婦死亡率 (10 万出生あたり)	妊産婦死亡数	データ年
コートジボワール	400	2,700	2010
ガーナ	350	2,700	2010
ナイジェリア	630	40,000	2010
セネガル	370	1,700	2010

出所：World Development Indicators より作成

〔栄養〕

栄養の観点では、子供、妊婦、HIV 感染者や孤児・子供などは特に脆弱層と位置づけられている。また、妊娠した時点で栄養価の高い食物を摂取するよう気をつけても遅く、妊娠する前から栄養に気をつけることが必要である。女性の栄養状況は、33%の女性が肥満、12%が痩せ、59%が鉄分不足とされる。また、母親の栄養状況がよくないため、17.5%の子供が低栄養状態で出生している。なお、肥満の多くは都市部で発生している。

こうした状況に鑑み、農業省は女性の協同組合への支援や、栄養状態の悪い地域に食料となる農産物の種を配布するなどの活動を行っている。また、HIV に感染している母親の母乳は、乳児に HIV 感染させる恐れがあることから、その観点からも政府が支援を行う予定である。

〔水・衛生〕

現在、コートジボワールでは、村で行う水汲みのために女性を主体とした手動式ポンプ管理委員会 (Comités villageois de gestion des pompes à motricité humaine) が全国規模で組織中である。2011 年 10 月 24 日に、管理委員会設置のセレモニーが行われ、始動したが、ポンプの修理が必要であったり、水源が汚染されていたりするなど稼働できる状態ではなく、追加の予算措置が必要なため、現在組織化は進んでいない。この委員会は、給水施設（手動式ポンプ）の管理委員会であり、構成員はほぼ女性とされる。ただし、ポンプのメンテナンスのためにも、男性が一人は委員会に含まれることが望ましいとされている。この委員会は全国全ての村で組織することが目指されている²⁶。

また、学校では女子生徒への配慮のため男女別のトイレ建設を促進する必要がある既存の学校の中には、トイレそのものがなかったり、男女別のトイレがなかったりする場合が多い。男女別のトイレ設置は学校における女子に対する VBG への低減にもつながり、女子の就学率向

²⁶ インフラ・経済省へのインタビューによる。

上にも貢献する。

〔家族計画〕

人口保健調査(EDSCI-III)の予備報告²⁷によると、全国レベルの合計特殊出生率²⁸は5であり、地方では6.3、都市部では3.7であった。また、地方は都市よりも15-19歳の女性の出産が多い。避妊具の使用については、15-49歳の女性の内、なんらかの避妊を行っているのは18%に留まる。家族計画の実施に当たっては、男性側の協力を得ることが重要であるが、男性が避妊具を使用するように行動を変えることは非常に難しい。

〔HIV/AIDS〕

EDSCI-IIIによると、調査対象者のHIVの感染率は3.7%であり、女性の感染率は4.6%、男性は2.7%と女性の感染率が高い(2012年)²⁹。また、都市部が4.3%と地方の3.1%より高くなっている。これは、2005年の感染率4.7%よりは1ポイント減少している。女性の感染率では、25-29歳の女性の感染率が5.6%、30-34歳の女性は6.8%と高くなっており、若い女性の感染率の高さが懸念される。また、HIV感染率は年齢とともに増加する傾向にあり、50歳以上の男性の感染率は9%と高くなっている³⁰。女子が年上の男性と性的関係を持つことが多いため、女子の感染リスクが高く、影響が懸念される。

HIV/AIDSの母子感染防止は効果的に実施できていない。これは、保健センターにおける設備、サービスの質、人材不足、人材のモチベーション不足(給料の問題)など様々な原因がある。政府が推奨する産前検診の回数は3回であるが、検診に行くための交通費がない、夫が許可しないといった様々な理由により、妊婦が3回検診を受ける率は非常に低い。

HIVの予防・保護・管理に関して、脆弱層に焦点を当てた法案起草が2008年から行われており、近々採択される見込みである³¹。

現在、コートジボワールにおけるHIV関連の予算の約90%はドナーからの支援が占めているとされる。ドナーが支援を引き上げてしまえば、コートジボワールのHIV対策は立ち行かなくなることが予想される。

²⁷ République de Côte d'Ivoire, Enquête Démographique et de Santé et à Indicateurs Multiples 2011-2012, Rapport Préliminaire, juillet 2012

²⁸ 用語・指標解説参照。

²⁹ 女性の感染率が高い原因の一つとして、女性が男性よりもHIV検査を受ける機会(産前検診)が多いことも影響していると考えられている。

³⁰ Institut National de la Statistique, Enquête démographique et de santé et à indicateurs multiples EDSCI-III, Côte d'Ivoire 2011-2012, Rapport préliminaire sur la prévalence du VIH, p.6.

³¹ UNAIDS インタビューによる。

表：コートジボワール及び他アフリカ諸国と HIV 感染率の比較

	全体 (15－49 歳人口 に占める割合)	女性 (15－24 歳人口 に占める割合)	男性 (15－24 歳人口 に占める割合)	データ年
コートジボワール	3.0%	1.4%	0.6%	2010
ガーナ	1.5%	0.9%	0.4%	2010
ナイジェリア	3.7%	2.9%	1.1%	2010
セネガル	0.7%	0.5%	0.3%	2010

出所：Human Development Report より作成

〔女性器切除〕

2011 年から 2012 年にかけて実施された EDSCI-III によると、15－49 歳の調査対象の女性のうち、約 38%が FGM を受けていた。1998/1999 年では 45%、2006 年は 36.4%であったところから³²、現在は 2006 年と比較すると増加傾向にある。FGM の増加の背景には、紛争に伴う人の移動があると考えられている。もともと FGM については、地域ごとでの違いが大きい。北地方、北西地方では 70%以上の女性が FGM を受けている。続いて、西地方では 54%、中央北地方においても 50%となっている。また、アビジャンにおいても 34.3%と高い割合で FGM が行われている。教育程度によっても、FGM を受けている率は異なり、教育を受けていない女性の場合は 51%が FGM を受け、初等教育を受けている場合は 27%、中等教育以上の場合は 16.3%となっている。

政府は FGM 対策として啓発活動などを実施し、さらに FGM は法律上でも禁止されているが、実際には司法当局によるフォローが行われていないため、抑制効果が十分ではない。

³² MICS2006

3-4 農業・水産分野

農業・水産分野の概況

- 1) 女性は自給用の食料生産の担い手となっている。他方で、男性はプランテーションなどの商品作物の栽培の主体である。
- 2) 法律上では男女平等の土地所有が認められ、政府も男女平等な土地所有の政策を進めているが、特に地方では女性が土地を所有することは困難である。土地を所有できないことは、女性が経済活動を実施するにあたって、大きな障害となっている。

〔農業〕

農業生産には、自給用と輸出用がある。自給用の食料生産の担い手は女性であり、キャッサバ、とうもろこし、バナナ、その他野菜などの作物の栽培を行っている。他方、男性は土地を所有しているため、カカオ、パーム油、ゴムなどのプランテーション農業の主体となっている。女性は土地や財産がない為に、農作物を加工して販売するにも、加工するための機械を購入する資金がなく、さらに担保がないこと、識字率も低いことが影響して小口の融資も受けることができない。

〔土地へのアクセス〕

コートジボワールの土地所有に関する 1998 年の法律では、男女平等な土地のアクセスが認められており、都市部では女性も土地を買うことはできる。しかし、実際には地方では慣習として女性が土地を持つことは認められていない。さらに、女性は土地を借りる際、土地を長期で借りることが難しいなど、女性は困難を抱えている。また、遺産相続では法律上では男女の差別はないものの、慣習法として、女性は遺産を相続する権利があるとみなされていない。

コートジボワール政府は、女性の土地所有を促進する政策を取っており、また啓発活動にも取り組んできた成果として、近年においては、農村地帯にも土地を所有する女性が現れてきた³³。

以上の理由から、女性は自給自足の食糧生産に従事する一方で、プランテーションなどの大規模農業に従事することができない。女性は土地を持たないため、プランテーションによる土地の買収の際にも、買収に関するプロセスに参加することができないのみならず、買収により女性が不利益を蒙ることになっても反対する機会もない³⁴。

³³ 農業省インタビューによる。

³⁴ 森林コミュニティ管理アフリカ女性ネットワーク（Le Réseau des Femmes Africaines pour la Gestion Communautaire des Forêts）インタビューによる。

■女性の食料生産と所得創出活動

食料生産の担い手であることを利用して、所得創出活動及び子供の就学に役立てるプロジェクトがドナーの支援で実施されている。

これは、女性が食料を生産し、それを販売すると同時に、学校給食にその農産物を使うというものである。生産した農産物を販売することにより収益が得られ、女性の自立に貢献するとともに、学校給食にも役立ち、子供が通学を続ける環境づくりにも貢献できる。

[水産業]

水産業については一般的には男性の仕事であると考えられているが、女性は主に加工に携わっており、工場で雇われることも多い、これによりまとまった額の金銭を得て、漁業に関連した小規模事業を始める女性も多い。

3-5 運輸・インフラ分野

運輸・インフラ分野の概況

- 1) 紛争後の復興のため、運輸網の整備に政府は力を入れている。しかし、同分野では、女性の意思決定過程への参加は大きくない。他方で、女性が生産した食料販売のために、女性組織による運搬が行われている。
- 2) コートジボワール政府は、運輸分野における HIV/AIDS 等の社会分野対策についても配慮しており、今後の活動が注目される。

〔政府の政策〕

紛争後の復興の中、コートジボワール政府は運輸セクターの近代化を図ろうとしており、空港の近代化、都市の駐車場整備、公共交通機関の整備、海上交通、鉄道の拡大等の課題を抱えている。また、紛争中に破壊されたり、修復されなかったりした道路の整備事業に大きなニーズがある³⁵。

〔運輸・インフラ〕

運輸業界における女性の就業率は5%を下回るが、その理由としては、運輸業界における研修が不足していること、女性が家庭と仕事のバランスをとることが難しい職業であること、さらに女性向けではないというステレオタイプがあることが挙げられる。

コートジボワールの食料生産の担い手は女性であるが、販売も多くの場合は女性たち自身が行っている。女性たちは自発的にグループを組織し、トラック等を借り、アビジャンやブアケなどの都市への運搬の手配を行い、販売を行っている。また、運河の交通では、女性たちが平型漁船を借りて、食料を運搬・販売している。インフラがないために、女性たちが生産した農産品が販売できない場合もあり、インフラ整備の際には、女性の食料生産とその販売網も考慮する必要がある³⁶。

〔社会分野の対策〕

経済回廊ができ、国境を越えた交通が活発になると HIV が増加する危険性がある。HIV に関しては、運輸省に HIV 対策のグループ（Cellure VIH）が設置されている。政府は運輸セクターにおける HIV の問題に関心を寄せており、長距離バス業界での啓発活動を計画中であり、啓発

³⁵ 運輸省、インフラ省へのインタビューによる。

³⁶ 運輸省、連帯・家族・女性児童省へのインタビューによる。

活動のためのキャンペーンを準備中である。しかし、そもそも運輸業界における HIV/AIDS 感染率などは現在統計もないため、今後統計をとる必要がある。その際には男女別に統計を取ることも必要である³⁷。

³⁷ 運輸省へのインタビューによる

3-6 経済活動分野

経済活動分野の概況

- 1) 女性の多くは、農業、インフォーマル・セクターやサービス産業に従事している。
- 2) 土地などの財産を持たない女性にとって、金融へのアクセスは難しく、マイクロクレジットなどの事業が期待される。しかし、現在、女性が融資を受けやすい条件を整えたマイクロクレジット事業は多くは行われておらず、今後の課題となっている。

〔雇用〕

民間セクターでは、女性は、農業、インフォーマル・セクターやサービス産業で働く場合が多い。また、若い女性は秘書などの職種に付くことが多い。そのため、政府としては、女性の管理職を増やすとともに、より多くの女性がサービス産業ではなく、工業や産業に従事するように啓発活動などを行っていきたいと考えている³⁸。

公的セクターにおける女性の就労状況を、階級別にみると、まず一番下の階級は 18.6 % (6,908 人)、中間管理職 : 27.6% (16,870 人)、管理職 : 37.3% (7,840 人)、上級管理職 : 36.1% (1,875 人) となっている。ただし、公的セクターにおいて、この階級のさらに上にある最上級のポジションにいる女性の割合は、12.2%のみである³⁹。

〔金融へのアクセス〕

女性は、土地へのアクセスが困難であり、財産を持たないため、金融へのアクセスが難しい。女性向けの融資条件を維持したマイクロクレジット事業が継続的に行われておらず、開始時は女性向けのために融資の条件を緩く設定し、マイクロクレジットの事業が成功すると、マイクロクレジットの実施側が、借り入れの条件を厳しくしてしまう事例もあり、今後の課題となっている⁴⁰。

³⁸ 雇用・社会・職業訓練省へのインタビューによる。

³⁹ République de Côte d'Ivoire, Rapport pays de suivi des objectifs du millénaire pour le développement, version finale, août 2010, p.36.

⁴⁰ ドナーへのインタビューによる。

■金融へのアクセスへのプロジェクトの例

NGO による様々なマイクロファイナンスや金融に関するプロジェクトが実施されている。

Care International では「Voluntary saving and loan」というプログラムを実施した。これは 25～30 名の女性・女子で構成される小規模グループがお金を出し合って女性の社会参加を助けるためのプロジェクトである。プロジェクトはすでに終了したが、今もこのグループは活動が続いている。HIV 対策のプロジェクトにおいても、このグループが支援の窓口として活用している。

Save the Children では、HIV 感染者の女性たちで 20～30 名のグループを作り、貯金や基本的なお金のマネジメントを教えるというプロジェクトを実施している。

[児童労働]

家事も含めて、5-14 歳の子供の約 68%がなんらかの労働を行っており、特に女子は 74.4%、男子は 61.5%と女子の方が労働に従事している⁴¹。これは、女子の就学率が男子と比較して低いことにも影響していると考えられる。また、地方の子供の方が（74%）都市部の子供よりも労働に従事している（59%）。

家事以外の労働の観点では、カカオ、コーヒーのプランテーションや鉱山（金）における児童労働も懸念事項となっている。2009 年、政府はカカオの栽培地域における貧困削減対策プログラムを実施し、小学校建設や児童労働の問題に関する啓発事業を行っている。児童労働対策の国家委員会も設置されるなど、努力が劣悪な環境での児童労働は削減されつつある⁴²。さらに、児童労働を削減していくためにも、民間セクターへの働きかけの必要性も指摘されている。

⁴¹ Institut National de la Statistique, Enquête démographique et de santé et à indicateurs multiples EDSCI-III, Côte d'Ivoire 2011-2012, Rapport préliminaire sur la prévalence du VIH, p.34.

⁴² United States Department of State, Country Reports on Human Rights Practices for 2011, pp.36-38.
<http://www.state.gov/documents/organization/186399.pdf>

4. コートジボワールにおける開発援助事業の計画・実施・評価に際し留意すべきジェンダー課題及び配慮事項

〔紛争の影響への考慮と事前調査の徹底〕

現在コートジボワールは、長い紛争期間を経て復興途中にあり、開発援助事業の計画、実施、評価に際して、紛争がもたらした影響については留意すべき必要がある。

長く続いた政治的混乱の間、民間セクターではプランテーション農業等がビジネスを継続していたが、混乱終結後には、海外からの直接投資も回復しつつある。他方で、紛争によって、基本的な社会サービス提供が脆弱になり、それに伴い国民の生活状況には大きな影響がある。また、さらには内戦状態が続いたことによる人心の荒廃、精神的な影響も指摘される。したがって、紛争後の復興に伴う経済成長から、脆弱層にいる人々が取り残されないように、十分留意する必要がある。

ジェンダーの分野で特に紛争が影響したと考えられている点は、ジェンダーに基づく暴力の増加である。内戦による北西部からの人の移動は、アビジャンにおける FGM の増加をもたらした。また、女性に対する性的暴力による身体・精神的な影響、さらにそれらを解決するための司法へのアクセスが難しいことは、現在の大きな課題である。これらの分野での支援は、女性の復興支援の観点からも、ジェンダー平等に大きく貢献するものと考えられる。

さらに、政治的混乱のため統計情報が不十分であること、また 2013 年まで国勢調査が行われていないこと、身分証書の発行や記録保管施設が破壊されていること、出生証明書を持たない人が多く存在することから、コートジボワール国内における正確な人口が把握されていないことには十分な注意を要する。

したがって、コートジボワールにおけるプロジェクト計画のためには、まず事前調査の段階で、以上の紛争がもたらした点を考慮に入れたジェンダー状況の分析を行うことが基本となる。さらに、この事前分析に基づき、ジェンダー状況に関する適切な指標設定を行う必要がある。その際には、統計情報が少ないため、意識的に男女別の統計を収集するようカウンターパートに対して働きかけていくことも念頭において、指標を設定しなければならない。

〔女性の社会・経済的自立の促進〕

女性の経済的自立の促進として、政府、ドナー、NGO により様々な所得創出活動が実施されている。これらの所得創出活動の中で、女性の主体性や社会参加を図っていくことが今後も重要である。同時に、女性の経済的自立に関する支援は、女性をメインのターゲットとするために、時として支援の対象とされない男性との摩擦を生むことも予想されることから、事業計画策定に際してはその点にも十分な留意が必要である。こうした摩擦を避けるためには、事前調査における十分な検討や調査も必要であるが、コミュニティ全体の振興という観点から、女性

だけでなく、男性も巻き込んだ形でのプロジェクトを形成することも一案である。

また、女性の経済的自立を制度面から支えるために、合わせて司法へのアクセスを整備することも考慮する必要がある。

〔ジェンダー主流化に向けた行政能力の向上支援と JICA 事業〕

現在コートジボワール政府は、国内のジェンダー課題に取り組むため、政策の立案、実施に積極的に取り組んでいる。他方で、女性を差別的に扱わないという姿勢をとることがジェンダーに十分配慮をしていることである、と考える政府関係者も散見された。しかし、コートジボワールにおける女性の資源へのアクセスの問題や意志決定過程への参画の遅れ等の状況に鑑みると、女性のエンパワーメントを促進するためには、女性を単に形式上差別的に扱わないということ以上の様々な対策が求められている。連帯・家族・女性・児童省は、ジェンダー平等の推進、さらに現在は VBG 対策のために様々な活動を予定している。しかし、予算や人的資源の不足が深刻であり、計画の包括的な実行を妨げている。具体的なプロジェクトの活動資金の供与だけではなく、ジェンダー主流化政策や他省庁・ドナーとの調整に関するアドバイザー業務などの技術協力（専門家派遣）、連帯・家族・女性・児童省におけるインフラの改善などの支援も有用である。

また、各省庁に設置されたジェンダーグループの能力強化も重要である。現在は、予算配分も十分に行われておらず、政府内でもジェンダーグループに対する認知度は低い。各セクターの政策におけるジェンダー主流化を実現するためには、ジェンダーグループと連帯・家族・女性・児童省のネットワークをより強固にし、双方の能力強化を図っていくことが求められている。

また、JICA 事業の計画・立案をする際に、各省庁のジェンダーグループとの協議や意見交換を行い、各セクターでの男女の状況について把握することが重要である。

〔他ドナーとの協調〕

ジェンダーは、分野横断的な分野であるために、ある一つのジェンダー課題が生じている背景には様々な原因が存在する。例えば、女子の就学率が向上しない背景には、学校の数や教師の数が足りないといった資源やインフラの問題のみならず、ジェンダーに基づく暴力の横行、家庭での家事が女子の仕事とされていること、さらに男子を尊ぶ文化など様々な要因がある。また、地域や民族によって女性の社会的地位が異なることにも十分配慮する必要がある。さらに、支援を計画・実施するに当たっては、村の有力者、宗教指導者からの理解と協力を得ることが重要である。様々な角度から、女性の状況を把握し、コミュニティからの理解を得て、支援を実施していくためには、現地の事情を把握した現地 NGO との連携や協力も実施していくことが重要である。

さらに、多角的な検討を行う際には、国連機関、NGO など既に、様々なプロジェクトを実施している組織・機関との情報・意見交換、協力が大いに有益である。

国連システムと政府の間では、ジェンダー・テーマ・グループが組織され、NGO も参加し、ジェンダー課題に関する議論が行われている。これらの議論の方向性にも、今後十分注意を払う必要がある。

5. 国際機関その他機関によるジェンダー関連援助事業

表：各援助機関におけるジェンダー関連支援
(案件の一部に女性・女兒への支援を含む) の一覧

案件名	実施機関	カウンターパート機関	期間	予算	対象分野	概要
国際機関						
紛争後のマルチセクター支援プログラム	UNFPA	-	2008-2013	-	妊産婦の健康、VBG	産婦人科の改修、設備投資、VBG を受けた女性に対する所得創出活動の実施
性的暴力に対する国連によるアクション (UN ACTION)	UNFPA その他	-	2013	-	VBG	性的暴力への対策
男性の学校	UNFPA	-	2012	-	ジェンダー、VBG	男性に対するジェンダーに関する研修
西部地方の社会統合支援	UNFPA その他	-	2013	-	社会サービス、雇用	西部における社会サービス及び雇用へのアクセス
Bas Sassandra (南西地方) における貧困対策プログラム	UNFPA その他	-	2010	-	食糧安全保障、社会サービス、雇用	女性団体への社会統合支援
若者へのリプロダクティブ・ヘルス及びジェンダープロジェクト	UNFPA	-	2011	631,430 USD**	リプロダクティブ・ヘルス	若者のリプロダクティブ・ヘルス及びジェンダー
選挙支援	UNDP	-	-	-	-	女性選挙候補者への支援
コートジボワールの女性団体ネットワーク支援	UNDP	-	-	-	-	女性団体への支援
能力のある女性のデータベース作成	UNDP、 その他 国連機関	大統領府	-		女性の能力開発	能力のある女性のデータベースの編纂
経済活動の多様化	UNDP	-	2011	532,369 USD*	公的セクター	脆弱層のための所得創出活動
学校給食	UNDP	UNDP	2011	122,366 USD*	地方分権	女性団体による食糧生と学校給食
女子教育	UNICEF	-	2011	8,899 USD*	初等教育	女子教育
妊婦の為の母	UNICEF	-	2011	11,233	HIV/AIDS	妊婦のための母子感染

案件名	実施機関	カウンターパート機関	期間	予算	対象分野	概要
子感染防止及び所得創出活動				USD*		防止及び所得創出活動
VBG 対策	UNICEF	-	2011	74,878 USD*	緊急支援	人道支援における VBG 防止
性的暴力における女性の権利の保護	EU	UN Women	2011	339,039 USD*	人権	紛争後の女子・女性の生活環境の向上と権利保護
Bilateral Donors						
アビジャンにおける女性の能力強化	スペイン	現地 NGO	2011	27,529 USD*	ジェンダー	紛争地域からアビジャンに移動した女性に対する能力強化
Bingerville におけるジェンダープロジェクト	スペイン	現地 NGO	2011	105,117 USD*	教育	女性に対する経済活動支援、農業技術研修、病気の予防や保健等のワークショップ、人権啓発活動
平和構築	スペイン	現地 NGO	2011	31,980 USD*	ジェンダー	保健、研修、女性のエンパワーメントを通じた平和構築と開発
女性の社会経済・雇用支援	イタリア	政府	2011	9,1001 USD*	デモクラシー	女性の社会・経済状況の向上と雇用
Bingerville における女性支援	イタリア	公的セクター	2011	124,555 USD*	ガバナンス	Bingerville における支援
女性の生活向上	イタリア	-	2011	112,347 USD*	ガバナンス	コートジボワールの女性及び移民の生活向上
NGO						
HIV 感染女性に対する支援	Save the Children	-	2012	726,999 EUR	HIV/AIDS、栄養	子供、妊産婦、HIV/AIDS 感染者（女性を含む）に対する適切な栄養サービスを通じた支援

(*) 2011 年の支出実績(USD Current)

(**) CRS におけるプロジェクトの合計金額

一般財政支援や FCG などのコモンファンドへの拠出は含めない。

出所：OECD CRS データベース、FTS、現地ヒアリングから作成

6. ジェンダー関連の情報源

6-1 関連機関・組織・人材リスト

組織名	専門分野	活動	連絡先
政府関係者			
連帯・家族・女性・児童省	ジェンダー一般	女性の地位向上、ジェンダー平等促進	Cité Administrative Tour E, 16eme étage BP V 200 Abidjan
雇用・社会・職業訓練省	雇用・職業訓練	女性の雇用、職業訓練等	-
教育省	教育	女子就学の推進	BPV 120 Abidjan
保健省	保健	母子保健、HIV/AIDS、栄養等	Cité Administrative Tour C, Abidjan
司法・人権・公的自由省	司法、人権	司法	01 BP 251 Abidjan 01
国際機関			
UNFPA	リプロダクティブ・ヘルス、HIV/AIDS、ジェンダーに基づく暴力	リプロダクティブ・ヘルス、HIV/AIDS、ジェンダーに基づく暴力	11 Plateaux Vallons Angles Rue J 38/J79 01 BP 1747 Abidjan
UNICEF	子供及びその母親のための活動	教育、保健・衛生等	18, rue Pierre et Marie Curie, Zone 4C, 04 BP 443, Abidjan 04
UN Women	女性に対する支援	UN 機関による女性支援の調整、プロジェクト実施	2 plateaux Route du 12 ^{ème} Arrondissement, Rue J47, Abidjan
UN AIDS	HIV/AIDS	HIV/AIDS 支援の調整	01 BP 1747 Abidjan
OCHA (Office for Coordination of Humanitarian Affairs)	人道支援一般	人道支援調整	Cocody Danda Nord Villa 13 Abidjan, Côte d'Ivoire
ONUCI	平和維持ミッション	ジェンダー 司法へのアクセス	Ancien Hôtel Sebroko Boulevard de la Paix Attécoubé 19, Abidjan
NGOs			
Care International	人道・開発支援一般	女性の所得創出活動、コミュニティ支援	Lot 189, Ilot 19 05 BP 3141 Abidjan
Handicap International	開発支援、緊急支援	障がい者支援、緊急支援	Marcory, zone 4 Rue du 7 Décembre lot 33 immeuble chamsédine
Save the Children	子供及び母親支援	HIV/AIDS、教育等	Cocody 7eme Tranche 16 BP 123 Abidjan 16

6-2 関連文献リスト

文献名	著者	入手先	発行年
Analyses des violences basées sur le genre dans le département d'Abidjan ; Résultats de l'enquête quantitative	MFAAS, UNICEF, UNFPA	UNFPA	2007
Acte de la conférence sur les Violences basées sur le genre : harmoniser les approches de lutte pour une meilleure adaptation au changement	MFFAS et UNFPA	UNFPA	2008
Actes du symposium, Dynamiques familiales : défis et perspectives	UNFPA	UNFPA	2008
Crisis and Gender Based Violence in Côte d'Ivoire : Outcomes of the Studies and Major Challenges	MFAS and UNFPA	UNFPA	2008
Plan National d'Action pour la Mise en œuvre de la Résolution 1325 du Conseil de Sécurité (2008-2012)	Ministère de la Famille, de la Femme et des Affaires Sociales	Ministère de la Solidarité, de la Famille de la Femme et de l'Enfant	-
Document de la Stratégie Nationale de Lutte Contre les Violences Basées sur le Genre	Ministère de la Famille de la Femme et de l'Enfant	Ministère de la Solidarité, de la Famille de la Femme et de l'Enfant	2012
Document de Politique Nationale sur l'égalité des chances, l'équité et le genre	Ministère de la Famille de la Femme et de l'Enfant	Ministère de la Solidarité, de la Famille de la Femme et de l'Enfant	2007
Audit Participatif de genre des Ministères chargés de : Economie et Finances, Education Nationale, Santé et Lutte contre le SIDA	Ministère de la Famille, de la Femme et de l'Enfant	Ministère de la Solidarité, de la Famille de la Femme et de l'Enfant	2012
Enquête démographique	Institut National de la Statistique	JICA	2012

Plan stratégique de l'éducation de la fille en Côte d'Ivoire	UNICEF	Ministère de l'Education Nationale	2007
Rapport de mise en œuvre de la stratégie de réduction de la pauvreté, Rapport d'avancement annuel, Rapport du FMI No. 12/183	IMF	IMF	2012
Rapport sur la situation des établissements pénitentiaires en Côte d'Ivoire	ONUCI	ONUCI	-
Analyse Genre du Programme de Coopération, Côte d'Ivoire-UNICEF (2003-2007)	UNICEF	UNICEF	2007

7. 用語・指標解説

<用語説明>

用語	説明
ジェンダー (gender)	社会的・文化的性差のこと。生物的な性差（セックス）は、基本的には変更不可能だが、男女の役割やその相互関係を示す社会的な性（ジェンダー）は、人々の考え方や価値観によって規定されるため、時代や地域などにより異なり、また変えていくことができる。
ジェンダー主流化 (gender mainstreaming)	女性と男性が等しく利益を得て、不平等が永続しないようにするために、すべての政治的、経済的そして社会的な場において、男性の関心と経験と同様に、女性を政策とプログラムにおけるデザイン、実践、モニタリングおよび評価の不可欠な次元にするための戦略である。究極の目標はジェンダー平等を達成することである
ジェンダー予算 (gender responsive budget)	国家予算、地方予算をジェンダーの視点から分析し、女性と男性（女子と男子）にそれぞれどのように影響しているかを把握すること。単に女性対象のプログラムへの予算を増加させることなく、ジェンダー平等確保（例えば、保育サービスや育児手当など）の予算も含まれる。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (reproductive health /rights)	性と生殖に関する健康/権利。安全で満足な性生活を営めること、子どもを産むかどうかの選択、時期、人数などを決定する自由をもつこと。
ナショナル・マシナリー (national machinery)	男女平等を推進する国レベルの女性の地位向上及びジェンダー課題担当行政機関。女性政策の立案・実施・各省庁への男女平等な施策の実施の促進を行う。
女性のエンパワーメント (women's empowerment)	ジェンダー差別により意思決定過程から排除され、力を奪われ、無力化（disempowerment）されてきた女性たちが、ジェンダー問題に気づき、その批判的意識を行動に転換するために、意思決定過程への参加の機会を獲得することで、自ら力をつける（self-empowerment）道を開くことである。女性の経済エンパワーメント、とも使われる。
アファーマティブ・アクション (affirmative action)	被差別集団が過去における差別の累積により他の集団と比べ著しく不平等な状態に置かれているような場合、格差の急速な是正のためにとられる積極的な優遇措置。
アクセスとコントロール (access / control)	アクセスは土地、労働、資金といった経済活動を行う上での資源やサービスなどを使用できること、あるいは使用する権利を有すること。コントロールは資源やサービスなどの管理について決定した

用語	説明
	り、所有したりする権利。
再生産活動(reproductive activities)	子どもを生み、育てることといった「次世代を再生産」する活動と、洗濯や炊飯といった家族員が日々の生活を維持し、労働力を再生産していくための活動。
インフォーマル・セクター (informal sector)	小規・零細模で家族経営による経済活動の形態。ILO の定義によれば、この部門における経営では、単純技能を用いており、資本は不十分で、特定の場所的基盤を持たず、最小限或いは全く従業員を雇用しておらず、法制度の保護を受けられず、適正な会計処理能力等が欠如している。
マイクロファイナンス (microfinance)	小口融資や貯蓄、保険等の金融サービスを享受する機会を与えることで貧困層の所得向上をめざす、低所得者及び零細企業向けの小規模金融システム。グラミン銀行に代表されるように、農村の女性農民を対象とすることが多い。
ノン・フォーマル教育 (non-formal education)	正規の学校教育以外に、生涯教育、識字教育、ライフスキル教育などの目的をもって組織された教育活動。通常、対象となるのは現在学校教育を受けていない、または、過去に（十分な質の）教育が受けられなかった人々で、成人も子供も対象となり得る。内容・規模・対象者・実施方法などが多種多様であることが特徴である。
ミレニアム開発目標 (millennium development goal)	国連ミレニアム宣言と 1990 年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめた 8 つのゴールから構成される目標。ミレニアム宣言とは、2000 年 9 月に国連ミレニアム・サミットで採択された、平和と安全・開発と貧困・環境・人権とグッド・ガバナンス（良い統治）・アフリカの特別なニーズなどを課題として掲げ、21 世紀の国連の役割に関する明確な方向性を提示したものである。

<指標説明>

用語	説明
ジニ係数	所得分配の不平等の度合いを示す係数。0 と 1 の間の値をとり、完全に平等な場合を 0、完全に不平等な場合を 1 ととる。0.4 以上の場合、不平等度が高いと一般的に判断される。
合計特殊出生率	ある年次における再生産年齢(15-49 才)の女性の年令別特殊出生率の合計。一人の女性が、その年次の年令別出生率で一生の間に生む平均子供数を表す。

1才児未満乳児死亡率	出生 1000 に対する 1 才未満児死亡数の比率、すなわち 1 年間の 1 才未満児死亡数÷1 年間の出生数×1000。
5 才児未満幼児死亡率	出生 1000 に対する 5 才未満児死亡数の比率、すなわち 1 年間の 5 才未満児死亡数÷1 年間の出生数×1000。
出産介助率	医師、看護婦、助産婦、訓練を受けた公衆衛生従事者、あるいは訓練を受けた伝統的な出産介助者のもとに出産をする割合。
低体重児率	2500 グラム以下で生まれた新生児の割合。
軽水補水療法（ORT）使用率	5 才未満児の下痢に対して経口補水塩または代用溶液が使用される比率。